

第4. 監査の結果及び意見（総括）

1. 個人市民税

項目	概要	区分	本文頁
(1) 減免申請棄却について	<p>過去5年間の減免申請により減免適用されたものは、平成25年度の激甚災害指定を受けた災害減免71件と生活保護減免62件を除けば0件であり、その減免申請の内訳は失業者減免6件と災害5件であるが、全て担税力があると判断され棄却されている。</p> <p>市が作成した「地方税の軽減又は免除について」には、減免適用の判断基準としての「担税力が低下して減免する必要がある場合に限る」との記載はあるものの、具体的な担税力低下の基準数値が示されておらず、減免審査会の判断に委ねられている。</p> <p>平成24年度の災害減免申請4件の内1件は集中豪雨による被害で、家屋や家財などにも大きな損失が生じ、申請者の収入状況や貯蓄額も高額ではなかったにも関わらず、市は災害減免基準を満たさず、担税力があると判断し申請を棄却している。</p> <p>これに対し平成25年度の台風18号による災害は激甚災害指定されているため、全壊や半壊などの被害状況のみにより、減免額が100%又は50%と決定されており、減免審査会において、所得や預貯金の状況といった担税力は考慮されていない。</p> <p>市が作成した「地方税の軽減又は免除について」の趣旨である「納税義務を軽減又は消滅させることによって租税負担の均衡をはかる」観点からすれば、上記申請者と台風18号のケースで減免基準が統一されていないと考えられる。減免制度の本来の趣旨に鑑み、特別な事情により真に納税が困難となっている市民の助けとなるような仕組みや案内方法を工夫し、現状よりも柔軟な運用を検討すべきである。</p>	意見	P78
(2) 減免制度の案内について	<p>市の減免申請件数は他の中核市に比べて少ない状況である。</p> <p>市の減免人数が少ない原因の一つに、市民に対する減免制度の案内が不十分なことがあげられる。</p>	意見	P80

項目	概要	区分	本文頁										
	市の減免制度の利用者数が他の中核市と比べて極端に少ない状況であることを認識し、減免利用者数が多い方が良い、というものではないが、減免制度を広く市民に案内することも行政サービスの一環であり、ホームページへの掲載や、冊子など市民向けの案内文の作成を検討すべきである。												
(3)未申告者の絞り込みについて	<p>市は未申告者のうち、一定の規程（市民税・県民税未申告調査課税実施要領等）を設けて申告勧奨を行う対象者を絞り込み、申告を促しているが、対象者の絞り込み作業が課税事務負担軽減を主目的としたものであり、課税漏れを効果的に防止するための方法となっているとは言い難く、特に次の者を未申告呼出対象外としていることは、課税の公平性の観点からも見直しが必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象外区分</th><th>理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～19歳</td><td>未成年のため、所得が少ない。</td></tr> <tr> <td>61歳～</td><td>60歳定年退職で年金以外の収入は少ない。</td></tr> <tr> <td>発送停止者</td><td>本人からの依頼により、申告書を送っていない。</td></tr> <tr> <td>発送不達者</td><td>申告書を発送したが不達となった者</td></tr> </tbody> </table>	対象外区分	理由	0～19歳	未成年のため、所得が少ない。	61歳～	60歳定年退職で年金以外の収入は少ない。	発送停止者	本人からの依頼により、申告書を送っていない。	発送不達者	申告書を発送したが不達となった者	意見	P81
対象外区分	理由												
0～19歳	未成年のため、所得が少ない。												
61歳～	60歳定年退職で年金以外の収入は少ない。												
発送停止者	本人からの依頼により、申告書を送っていない。												
発送不達者	申告書を発送したが不達となった者												
(4)61歳から70歳の未申告者について	<p>平成26年度課税において61歳から70歳の未申告者239件のうち18名について、調査を行った結果、申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が9名検出され、平成25年度課税についても同様に219件のうち11名について調査を行った結果、申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が5名検出された。</p> <p>市は労働基準法の改正による定年退職年齢引き上げなどの労働環境の変化を踏まえ、課税漏れ防止を強化するため、61歳以上を未申告呼出対象外とする現在の運用において以下の2点を改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢を61歳から65歳に引き上げる。 ・年齢制限により未申告呼出対象外となった者について、過去3年間程度の申告状況をモニタリングできるシステムを構築する。 	結果	P81										
(5)申告書発送停止・不達につ	何らかの理由で本人から「申告書を発送しないでほしい」との申し出があれば、税総合シス	意見	P83										

項目	概要	区分	本文頁
いて	<p>テム上、電子的に発送停止の記録が付され、一度発送停止が記録されると、それがシステム上解除されるまでは、発送停止が自動継続され、申告書対象として抽出されない状態が続く。</p> <p>つまり、一旦発送停止扱いにすれば、意識的に解除しない限り、申告書を送ることもなく、未申告呼出対象者となることもない。申告書が不達となった場合も同じ状態となる。</p> <p>課税の公平性の観点からも、申告書発送停止・不達の取扱いを見直すべきである。</p>		
(6) 臨戸訪問調査について	<p>電話調査の実績報告書がない状況や臨戸訪問調査の報告書が実施件数のみの報告書であり、臨戸訪問調査の効果・成果を把握・記録しているものがないなど、調査としてはその効果等の検証可能性に乏しく、不十分である。</p> <p>更に、臨戸訪問調査報告書に添付されている「未申告カード」に訪問記録や所得の状況が記載されているが、担当者により記載内容・水準に乖離があり、担当者によっては詳細を把握することができない事案が散見された。</p> <p>臨戸訪問調査の報告書の記載様式、要求事項を工夫すべきであり、電話調査の実績報告書も作成すべきである。</p> <p>また、臨戸訪問調査の訪問件数のうち、約半数以上が留守であり、訪問時間や事前連絡などの工夫が必要である。</p> <p>未申告者に対する呼出・申告勧奨・所得調査など、相当な労力を使い事務作業が行われているが、後追い調査や管理が行われていないため、これらの事務作業が、どれだけ申告書提出に繋がったのかを検証できない状況にある。</p>	意見	P84
(7) 事業所均等割課税の課税漏れについて	<p>平成 24 年度から平成 27 年度の事業所均等割課税対象者のリスト「事務所・事業所課税一覧」から、継続して事業を行っていると思われる者で、各年度のリストに名前が載っていない者を対象に調べたところ、各年度で 1 件から 2 件の課税漏れがあった。</p> <p>市民税課によると、前年の事業所均等割課税対象者のリストと突合しながら、所得税確定申告書の内容をチェックしているとのことであるが、前年の所得が少なく、均等割課税が非課税となっていれば、このリストにすら載らない仕組みとなっている点や突合作業が手作業により</p>	結果	P84

項目	概要	区分	本文頁
	<p>行われており、「事務所・事業所課税（2号該当）に関すること」におけるマニュアルに詳細な記述がない点が原因と考えられる。</p> <p>数年間の連続した事業所均等割課税対象者台帳を作成し、課税・非課税・廃業・開業のチェック欄を設けるような工夫を検討すべきである。</p>		
(8)課税資料データに関する電算処理業務の委託について	<p>市は、市民の課税情報のデータ処理を外部委託することについて、情報の管理、機密保持又は廃棄に関する細心の注意を払わなければならず、委託契約書等に基づく受託事業者とのやり取りが非常に重要となる。</p> <p>市民税課からは委託契約書第7条第2項及び第3項は、受託事業者との契約には一切関係のない文言であり、そもそも本契約書において削除しておくべき箇所であるとの回答を得ている。</p> <p>しかし、契約書は、当事者の合意内容を明確にし、紛争を防止するための重要な書面であり、市民の個人情報を取り扱う課税資料データ業務では、その重要性は極めて高いにも関わらず、受託事業者と委託契約書を取り交わす際に契約文言の確認が疎かになっていたことは問題であり、早急に委託契約書を見直すべきである。</p> <p>受託事業者との委託契約書と「大津市情報セキュリティポリシー」における確認項目を照らし合わせたところ、委託先責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定、及び市による事故時等の公表について適切な措置が取られていないことが確認された。</p> <p>事故等で市民の個人情報が漏えいした場合の対応や漏えいを防止するための仕組みを構築する上でも、市は受託事業者との委託契約書等を見直し、「大津市情報セキュリティポリシー」に沿ったものに変更すべきである。</p>	結果	P85
(9)給与支払報告書未提出事業主の捕捉について	<p>【新規設立法人への対応について】</p> <p>前年度に給与支払報告書の提出実績のある事業主に対して給与支払報告書を送付し、未提出の事業主に対して催告を行っているのみであり、新規設立法人に対して給与支払報告書の提出を促す手続は実施されていない。</p> <p>新規設立法人は、市へ法人設立（開設）申告</p>	結果	P90

項目	概要	区分	本文頁
	<p>書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。</p> <p>また、法人設立（開設）申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄において、「1. 特別徴収、2. 普通徴収、3. 未定」を選択できるかのような記載となっているが、地方税上、事業主の希望等により普通徴収を選択することはできないことから、申告書の様式についても見直す必要がある。</p>		
	<p>【法人市民税賦課事業主への対応について】</p> <p>市内で事業を営み、法人市民税の均等割を賦課されている事業主については従業員数が51人以上であり、市内に在住する従業員が相当数いることが容易に推測されるため、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかを調査することは有用である。しかし、税総合システムから、対象となる事業主を捕捉するための一覧等が出力されないこともあり、当該調査は実施されていない。</p> <p>個人市民税担当では、法人市民税担当と連携の上、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかの調査について、代替的な調査方法も含めて検討することが望まれる。</p>	意見	P92
	<p>【確定申告書、市申告書により給与所得を申告する者への対応について】</p> <p>確定申告書や市申告書によって給与所得の申告が行われ、給与所得の証明に源泉徴収票が添付されることがある。</p> <p>通常、市では、普通徴収による課税決定を行っているが、給与支払を行っている事業主を特定し、給与支払報告書の提出、及び個人住民税の特別徴収を促すことが必要である。</p>	意見	P92

2. 法人市民税

項目	概要	区分	本文頁
(1)休業法人調査について	市は、休業届を提出した法人に対し、現地訪問を行ったり、日本年金機構の全喪事業所に該当するかを確認したりすることにより、休業法	意見	P99

項目	概要	区分	本文頁
	<p>人が実際に事業を行っていないかを調査している。</p> <p>平成 26 年度調査 55 件に関する調書を閲覧したところ、その文書化内容に以下の問題があるものが散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査日付が記載されていない(11 件)。 (イ) 調査実施者が記載されていない(全件)。 (ウ) 調査内容が統一されておらず、調査の深度に差がある。 		
(2) 減免申請の審査（定款等の確認）について	<p>市税条例第 56 条第 3 項において、認可を受けようとする法人はその法人の種類等を証明する書類（定款又は寄付行為）を添付して申請することとなっているが、過年度より定款等に変更のない法人の場合、定款を提出することなく、代わりに市が過年度の定款を自らコピーし申請書に添付することがある。</p> <p>このような取扱いが長年にわたって継続された結果、申請書上の法人名と定款の法人名が異なるものが散見された。</p> <p>また、財団法人の寄付行為の表紙に、手書きで「一般財団法人」と記載しているものが 1 件発見された。</p> <p>さらに、NPO 法人の中には、申請書上の法人名に特定非営利活動法人「A」と記載されているにも関わらず、定款の法人名は「B」となっているものがあり、「B」を横線で消して、「A」と手書きで追記しているものが発見された。</p> <p>市税条例に記載のとおり、原則として減免申請のたびに、法人から定款等を提出させる必要がある。</p>	結果	P100
(3) 減免申請の審査（収益事業の確認）について	<p>法人市民税の減免申請を行っている一般社団法人又は一般財団法人が収益事業を行っていないことについて、市民税課は減免申請時に確認していない。</p> <p>市は、法人税額データと法人市民税申告書上の法人税額との照合を行う際に、税システムに登録されている法人税額を確認することになり、この時点で減免申請が認可されている法人が実際には収益事業を行っていることが判明することになる。</p> <p>しかし、この手続は、法人税額の正確性を確認するものであることから、法人市民税の減免</p>	結果	P101

項目	概要	区分	本文頁
	の適否に焦点が当てられていないため、減免申請を行った一般社団法人又は一般財団法人を母集団として、それぞれの法人が実際に収益事業を行っていないかを確認することが必要である。		
(4)未申告法人の把握について	未申告法人に対する対応として、前年度に法人市民税の申告書を送付した法人及び当年度に設立や異動等があった法人に対して、市は申告書を送付している。 しかし、送付するのみであり、その後のフォローは特に実施されていない。送付したにも関わらず申告を行わない法人については、その理由を調査し、申告義務のある法人に対して督促等を実施すべきである。	意見	P103
(5)保健所等との連携について	飲食店営業やクリーニング店営業には保健所の許認可が必要となる。このため、保健所の許認可情報は、網羅的に法人市民税の納税義務者を捕捉するのに有用であると考えられる。しかし、市では、保健所の許認可情報を法人市民税の納税義務者の捕捉に活用しておらず、その活用が求められる。	意見	P103
(6)申告書上の従業員数の検証について	法人市民税の均等割額は、従業員数が50人以下か50人超かでその金額が異なる。このため、法人市民税の申告書に記載された従業員数の正確性が重要となる。しかし、市では、法人市民税に記載の従業員数を所与として、その正確性の検証を行っていない。少なくとも、申告書に記載されている従業員数が50人弱（例えば40人から50人）となっている場合は、より詳細な調査を行うことが求められる。	意見	P104

3. 固定資産税・都市計画税

項目	概要	区分	本文頁
(1)非課税資産について	【非課税対象資産の定期的な実態調査について】 一度申請され非課税対象となったものについて、市では毎年度申請させるのではなく、その後の用途変更等により非課税対象でなくなったりときに届出書を提出させる運用をしているが、所有者等がその届出を失念していれば継続して非課税となってしまうリスクがあり、総務省から各市町村に通知されている「地方税法の施行	意見	P114

項目	概要	区分	本文頁
	<p>に関する取扱いについて」の第3章第1節18（定期的な実地調査、必要に応じ条例による申告義務を課す等）への対応の観点から、定期的な確認ルールを整備することが求められる。</p> <p>【非課税対象資産の網羅性を具備したリストの作成について】</p> <p>非課税対象資産について、非課税リスト等で網羅的に把握することができない状態であることが、監査手続時に確認された。</p> <p>非課税は一步間違えれば課税の公平性を著しく害することになるため、その取扱いは慎重に行うべきであり、非課税対象資産の認定時点、認定理由などの詳細な把握及び上述の定期的な実態調査のためにも、網羅性が確保された非課税対象資産のリストが必要である。</p>	結果	P115
(2) 固定資産税の減免について	<p>【減免要件消滅時の減免取消について】</p> <p>継続して減免する案件について、定期的な現地調査等により減免要件に変更がないかを確認する体制になっておらず、減免の要件に変更があった場合でも、本人からの申請若しくは関係各課からの連絡がなければ継続して減免が適用され、結果的に課税漏れが発生するリスクがある。</p> <p>減免要件の変更を網羅的に把握し、課税漏れを防止するために、①関係部署からの定期的な情報提供を求める、②減免要件の変更に係る情報を入手した際に、当該情報を一元管理するフォーマットを別で設けるか、システム上アラートが出るようにする、③定期的な視察をルール化し、又は、要件変更の有無について年度毎等定期的に文書で確認する等の対応を検討すべきである。</p> <p>【減免リストの作成について】</p> <p>減免対象資産の一覧表を求めたところ、市は平成6年度以前の減免に関する情報が不十分であるため、対象資産を網羅的に把握することができておらず、一覧表として提出することができないという回答であった。</p> <p>減免対象資産の把握、また、定期的な現地調査を効率的にすすめるためにも、網羅性が確保された減免対象資産のリストを作成、管理する必要がある。</p> <p>【市税規則第49条第1項第22号「特に必要</p>	意見	P115
	【市税規則第49条第1項第22号「特に必要	結果	P116
	【市税規則第49条第1項第22号「特に必要	意見	P117

項目	概要	区分	本文頁
	<p>と認める固定資産」の減免について】</p> <p>資産税課では、地方税法上の非課税規定に準じかつ公益性が高いと認められるものに対して限定的に適用している。この場合の決裁は他の号と同様に資産税課課長までとなっている。</p> <p>当該 22 号の規程は、具体的要件を明示的に定めていないことから、「特に必要と認める場合」を具体的に記載したうえで、他の号よりも高次の決裁を求めることで、法の趣旨を逸脱した減免が行われるリスクを低減させる必要があると考えられる。</p>		
(3) 家屋特定調査について	<p>【未評価家屋について】</p> <p>平成 22 年度から平成 25 年度を一次調査として外観調査を実施し、外観調査のみで現地調査を実施していない家屋に対する二次調査として、平成 26 年度は主に倉庫等を、平成 27 年度は堅田学区を現地調査しているが、それ以降の調査に対して未評価家屋に係る明確な方針が立っていない。また、業務を全うするには時間的にも人員的にも不足があり、効果の薄い家屋の実地調査については後回しとなる傾向にある。</p> <p>課税の公平性の観点から、例えば時間を掛け実地調査をしたとしても増える税額が少ない物件に対しては、未評価物件について市への報告を促す文書を投函するなどの処理を行うなど何らかの対処を講ずるべきである。</p>	意見	P117
	<p>【現況調査について】</p> <p>土地及び家屋について、任意の非課税対象資産及び減免対象資産について、現況調査を実施した。</p> <p>現況調査は、現地に赴き非課税ないし減免の事由となった用途等に使用されているか否かを対象の固定資産の外観を見ることにより実施し、2 件を除き外観上は事由に則った用途等に使用されていることが推測された。</p> <p>市は、非課税申告及び減免申請時には実際に職員が現地に赴いて施設内に立ち入りその非課税ないし減免事由に則った用途等に使用されているか否かを判断しているが、一旦申告又は申請が認められるとその後の立入を含めた実態調査が行われるようになっていない。</p> <p>定期的な調査を実施する上で、現地調査を外</p>	意見	P120

項目	概要	区分	本文頁
	観調査で終わらせることがなく、抜き打ちでの立入調査を行うべきである。		

4. 事業所税

項目	概要	区分	本文頁
(1)他の税目とのマッチング資料について	<p>事業所税は、家屋を課税対象とする固定資産税及び従業者数を課税標準とする法人市民税と家屋床面積及び従業者数において、類似の情報を利用して税額を算定することになる。</p> <p>いずれの税目も膨大な情報を取り扱うため、税システム等の情報システムを利用し、納税義務者ごとにマッチング資料を自動作成して検証に当たることが効果的であり、全ての作業を手作業で行った場合に比べ、格段に効率性が増すものと考えられる。</p> <p>しかし、税システムと事業所税システム間に連携はなく、自動的にマッチング資料を作成することができない。</p>	意見	P131
(2)従業者割の申告内容の検証について	<p>事業所税の従業者割の免税点は従業者数100人以下と定められていることから、免税点を僅かに下回る、若しくは当年度に免税点以下となった事業者については、申告内容の正確性を慎重に判断する必要がある。</p> <p>その際、法人市民税の従業者数を参考にして申告内容を事業者に問い合わせ、必要に応じて申告内容を検証するための追加的な資料を提出させることは、従業者割額の正確性を担保する上で有効である。</p> <p>現在、市民税課では、積極的に法人市民税と事業所税の従業者数情報をを利用して、事業所税従業者割額の検証を行っていない。</p> <p>少なくとも免税点を僅かに下回る事業者のうち、一定の傾向にある事業者については、事業者に問い合わせるなどして、申告内容の適切性を検証すべきである。</p>	意見	P133
(3)免税申請の検証について	市民税課では、減免対象面積若しくは事務所等の課税対象床面積を課税当初に提出された図面等で把握していることから、平成26年度のいずれの事業者による減免申請書にも図面等の詳細な資料の添付はなく、課税当時に提出された図面等で把握した状況に変化がないことを前提に減免を認めたものである。	意見	P134

項目	概要	区分	本文頁
	課税の公平性の観点から、原則として事業者には減免申請書に必要十分な書類の添付を求めるべきであり、定期的な現地調査も検討すべきである。		

5. 軽自動車税

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

6. 市たばこ税

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

7. 特別土地保有税

項目	概要	区分	本文頁
(1) 徴収猶予制度適用者からの担保の提供について	<p>市は徴収猶予制度適用者が当該徴収猶予に係る特別土地保有税を納付する資力を有するとして、担保の提供を受けていない。</p> <p>納税義務の免除に係る期間の延長申請受付事務は資産税課が担当し、特別土地保有税及び固定資産税に係る納付事務は収納課が担当しており、両者が連携して滞納処分や納付状況の情報を共有することで初めて担保提供の必要性を判断できることから、今後は定期的に情報を交換するとともに、担保提供の必要性の判断に係る責任の所在を明確にしておくことが必要である。</p>	意見	P144

8. 入湯税

項目	概要	区分	本文頁
(1) 日帰りの入湯客に対する入湯税について	<p>年間を通して日帰入湯客数をゼロとして申告している特別徴収義務者が 5 社（全 20 社中）あるが、その内 1 社は、日帰入湯付きの食事プランを自社のホームページ上に掲載しており、実際には日帰入湯客が存在し、結果として過少申告となっている可能性がある。</p> <p>市は、入湯税は入湯した者に対して課税され、鉱泉浴場の経営者はその特別徴収義務者で</p>	結果	P145

項目	概要	区分	本文頁
	<p>ある、という制度の仕組みを特別徴収義務者へ徹底指導すべきである。</p> <p>なお、その後市が特別徴収義務者4社に対して現地調査を行った結果、一部の特別徴収義務者に対し過少申告による更正を行っている。</p>		
(2) 現地調査について	<p>市は、特別徴収義務者から提出された納入申告書の記載不備や計算間違いを確認するにとどまり、入湯客数に誤りがあるか否かの確認を行っていない。</p> <p>市内の特別徴収義務者は20社程度であり、事務負担等を考慮しても、市民税課は定期的に現地へ赴き、宿帳などを確認するなど実地調査を行うべきである。</p>	意見	P146

9. 収納事務

項目	概要	区分	本文頁
(1) 現金徴収の手続について	<p>【先日付小切手や手形を受領する場合のマニュアルについて】</p> <p>現金等による収納が発生する場合として以下の5つがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 窓口で現金を受領し収納日の当日に金融機関に払い込む (ii) 窓口で現金を受領し収納日の翌日に金融機関に払い込む (iii) 現金書留により現金を受領する (iv) 証券を受領する（郵便振替払出証書等） (v) 先日付小切手や手形を受領する <p>上述の(i)から(v)のうち、(i)から(iv)についてはマニュアルが作成されているものの、(v)先日付小切手や手形を受領する場合のマニュアルが作成されていなかった。</p> <p>先日付小切手や手形は、郵便振替払出証書と同じく換金価値があり、比較的容易に換金することができるため、マニュアルを作成し、それに従った適正な管理を行うべきである。</p>	意見	P164
	<p>【マニュアルに沿った運用の徹底について】</p> <p>上述の(i)から(iv)について、マニュアルに沿った運用がなされているかどうかを検証するため、平成26年度の証憑の通査を実施した。</p> <p>過去に横領事件のあったのはパターン(iv)であり、パターン(iv)からは3点の事項が検</p>	結果	P164

項目	概要	区分	本文頁
	<p>出された。</p> <p>市担当者からは、押印漏れや記入漏れであり、確認行為自体は行われていたとの回答を得ているが、証跡が残されていない以上、第三者が客観的に検証を行うことは困難である。</p> <p>過去の横領事件のような不祥事を二度と繰り返さないためにも、マニュアルに沿った厳格な運用を徹底すべきである。</p>		

10. 滞納整理事務

項目	概要	区分	本文頁
(1)財産調査の実施状況を確認できる一覧の出力について	<p>財産調査については、財産調査を実施した結果を滞納整理システムへ経過記録として入力しているが、同システムには、財産調査の実施状況について一覧で出力する機能がない。</p> <p>そのため、徴収担当者が財産調査を適時に実施しているかどうかを、一覧等により上位者が効率的に確認することができない。現行のシステムでは、案件毎に画面を開かないと財産調査の状況を確認することができないため、多数の滞納案件について上位者が確認することは実務上困難であり、担当者に委ねざるを得ない状況となっている。</p> <p>次期システムを導入する際には、システム要件として仕様に盛り込むことが必要である。</p>	意見	P171
(2)少額案件の管理について	<p>市では、滞納整理事務に関し、現年度課税と滞納繰越しに担当者を分けており、地区ごとに担当者を決めている。現年度課税担当者の1人当たりの担当件数は約2,100件、滞納繰越し担当者の1人当たりの担当件数は約2,500件であり、他市と比較しても1人当たりの業務量は非常に多くなっている。</p> <p>少額案件は、1件当たりの金額は小さいものの、督促状の発送、催告、財産調査、差押等の滞納整理事務には一定の時間を要するため、決して業務量が少ないものではない。高額滞納案件に重点的に取り組む一方で、課税の公平性の観点からは、少額案件についても網羅的かつ効率的な事務を行う必要がある。しかしながら、担当者の人員不足もあり、網羅的かつ効率的な事務を十分には行えていないのが現状である。</p> <p>現年低額滞納者への電話催告、交渉内容の入</p>	意見	P171

項目	概要	区分	本文頁
	<p>力、各種文書の発送作業補助、財産調査の書類作成補助などの定型的な事務作業については、委託・派遣方式や直営・アルバイト方式を採用してコールセンターを導入している他市事例がある。これにより、導入についての事務経費を確保し、市の職員は差押等の滞納処分業務に専念することを実現している。</p> <p>市においても、他市事例等を参考に、限られた人員体制の中で課税・徴収を適正に行い、事務執行を効率化していくための取組を推進することが必要である。</p>		
(3) 給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続について	<p>従業員が、金融機関等の融資や公的な申請において、納税証明書の提出が求められることがあるが、特別徴収義務者の滞納がある場合、納税証明は発行されず、従業員が不利益を被ることになる。</p> <p>給与特別徴収に係る特別徴収義務者に対しては、他の滞納者と比べ、より厳しく重点的に接する必要がある。市では、特別徴収義務者に対する徴収手続は、他の滞納者と比べ厳しい折衝を行うようにしているものの、基本的には他の滞納者と同様の扱いとしている。</p> <p>重点的に管理を行う滞納案件の選定にあたっては、金額だけではなく、質的な重要性を加味し、特別徴収義務者の滞納案件についても重点的に管理することが必要である。</p>	結果	P172
(4) 不納欠損リストによる時効対象案件への対応について	<p>欠損該当者一覧表（不納欠損になる該当者の一覧）から任意の5件を抽出し、不納欠損に至るまでの滞納整理事務の適切性を検討した結果、1件について対応に問題があると認められた。</p> <p>平成19年に納税義務者が死亡していることを把握してから、資産税課へ現所有者課税を依頼するまでに5年以上が経過している。死亡者名義での固定資産税の課税は、一部の場合を除き、当該課税は無効になると解されており、固定資産税を徴収するためには、納税義務者を現所有者等に変更し、改めて課税に係る手続を行うことが必要となる。</p> <p>滞納整理を行う際に、他にも死亡者課税が発生している不納欠損対象案件がないかを定期的に確認すべきである。また、滞納整理事務を執行する過程で、死亡者課税であることが判明し</p>	結果	P173

項目	概要	区分	本文頁
	<p>た場合には、課税課へ適時に連絡を行い、現所有者等への課税を依頼し、徴収事務を長期に渡って停滞させないことが必要である。</p> <p>そもそもの原因は、課税課である資産税課において、死亡者に対する課税が継続して行われていたことがある。死亡者課税には課題も多いのが実態であるが、適正公正な事務執行を行うべきであり、死亡者課税解消に向けた取組を推進することが必要である。</p>		

11. 税システム

項目	概要	区分	本文頁
(1)各種手続における網羅性を補完するための一覧出力機能について	<p>現行のシステムでは、財産調査の状況を確認できる一覧が出力されないなど、各種手続における網羅性を補完するための一覧を出力できないものがいくつかある。そのため、担当者が自ら一覧を用いて手続漏れを発見することが困難なだけでなく、上位者にとっても、1件ずつ画面を照会して確認することは実務上困難であり、漏れなく確実に事務が執行されているかどうかを効果的かつ効率的にモニタリングするには困難な状況となっている。</p> <p>次期システムを導入する際には、システムの要件として仕様に盛り込むことが必要である。</p>	意見	P177
(2)パスワードの定期的な変更について	<p>「大津市情報セキュリティポリシー 5-6 パスワード等の管理(1)パスワードの取扱③」では、パスワードを定期的に変更する旨が規定されている。</p> <p>税総合システム/滞納整理システムについては、パスワードの変更はシステム上強制される仕組となっておらず、また、ユーザ側でパスワードを変更する運用も実施されていない。</p> <p>税金に関係しない部署の職員が税総合システム/滞納整理システムを利用することはできないよう制限されているが、例えば職員のパスワードが漏洩し、他の税担当課の職員がそのパスワードを知り得た場合、本来は業務上知り得ない情報へアクセスすることが可能となり、不正なアクセスが行われるおそれがある。</p> <p>税総合システム/滞納整理システムについても、大津市情報セキュリティポリシーに従い、パスワードの定期的な変更を行うべきである。</p>	結果	P177